

本日の九十九電機に対する仮処分執行について

本日、当社は九十九電機株式会社（以下、「九十九電機」といいます。）への融資における担保物の保全を図るため、裁判所の仮処分命令に基づいてその執行を実施しましたので、ご報告いたします。

当社は、平成 20 年 8 月 28 日、九十九電機に対し、同社の在庫商品等の動産を担保として、貸付を行いました。その後、九十九電機は、平成 20 年 10 月 30 日に民事再生手続開始の申立てを行いました。同社との契約によれば、この申立てにより、同社は、担保物である在庫商品等を販売する権限を失うものとされていました。

しかし、九十九電機は、その後も、当社の了解のないまま、在庫商品等の販売を事実上継続し、その結果、当社の担保物は大幅に毀損されました。また、当社からの再三の申入れにもかかわらず、かかる状況は改善されず、当社から提示した返済計画案についても、九十九電機からは応諾できないとの回答があるにとどまりました。

当社としては、以上の状況を踏まえ、このままでは当社の担保物の毀損が一層進む危険性があることから、担保物の保全を図るために、やむを得ず、仮処分の申立てを行い、裁判所の仮処分命令に基づいてその執行を実施し、担保物を執行官の保管（現時点で当社が処分するものではありません）に委ねることにしたものです。

2008年11月21日

NECリース株式会社

以 上